

平成30年1月31日

経済産業省 貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課 黒田課長

安全保障貿易審査課 三橋課長

（写）安全保障貿易管理課 熊野課長補佐，飯泉係長

（写）安全保障貿易管理課国際室 荒木課長補佐，小間係長

（写）安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐，渡井係長

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

情報通信専門委員会

通信・情報セキュリティ分科会

主査 村井 則彦

情報セキュリティ関連の政省令等改正に伴う、経済産業省ホームページ
Q&Aの早期見直しに関する要望

表記の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒、ご配慮いただけますよう、よろしく
お願いいたします。

記

1. 要望の背景・主旨

平成29年12月6日に公布され、平成30年1月22日に施行が予定されています政省令等改正におかれましては、ワッセナー・アレンジメント（以降WAと表現）の2016年12月会合で決議された構成、内容を忠実に反映頂き、また、平成28年12月19日付け28貿情セ 調（経提）第3号「2015年及び2016年ワッセナー・アレンジメント情報セキュリティ規制合意内容の日本法令反映に関する要望」で要望しましたInformation Securityの表現の統一（情報システムのセキュリティ管理機能）等を反映頂きました。この改正に伴い、WA規制リストとの対比が容易となり、組織内での教育や日々の該非判定業務の負担が軽減され、輸出管理の効率が上がることが期待され、誠に感謝申し上げます。

一方で、WAリストに規制の表現を合わせたために、「旧 貨物等省令第8条第九号レ（副次的暗号の除外）や、旧 貨物等省令第8条第九号ヨ（使用できない暗号・休眠暗号の除外）がなくなり、規制が強化されたのではないか。」との疑問や、「参照する号がなくなったために貨物等省令から「市販暗号」と「副次的暗号」の言葉がなくなったが、それらの言葉を今後も参照できるように欲しい。」等の意見がCISTECに寄せられています。

これら産業界からの声に対応し、また、法令改正初期の混乱を最小化すべく、経済産業省のホームページに掲載されておりますQ&Aの政省令等改正を反映した改訂案を作成しました。内容ご確認の上、早期に見直しをして頂き、できれば平成30年1月22日の政省令等改正の施行と同時にホームページに

掲載頂きたく要望申し上げます。

2. 法令改正により改訂頂きたいQ&A

経済産業省のホームページに掲載されているQ&A「11. コンピュータ、エレクトロニクス、通信（別表第1の7項、8項、9項、10項等）」（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda08.html>）のうち、9項関連で改訂が必要となるQ&Aの改訂案は以下の通りです。

なお、平成29年1月30日付け28貿情セ調第4号『「Q&A 11 コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連」への提案」でQ&A 8、10、及び15の削除等、見直しの提案をしました。それらの提案も併せて記載し、同提案での解説を以下新旧対照表の中に注釈で記載しております。（注釈はホームページ掲載時に、削除願います。）

新	旧
<p>▼Q6:質問 2018/1/22</p> <p><u>貨物等省令第8条第九号イ(九)の「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。</u></p> <p>▲A6:回答</p> <p>「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスは「特定の民生産業用途」に含まれません。</p> <p>また、特定の民生産業用途の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての基本的通信機能（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線LAN等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。</p>	<p>▼Q6:質問 2013/2/8</p> <p><u>平成21年10月1日より施行の貨物等省令第8条第九号ヨの「特定の民生産業用途」とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本規定により輸出許可が不要となりうる暗号機能とはどのようなものを指すのでしょうか。</u></p> <p>▲A6:回答</p> <p>「特定の民生産業用途」に関するワッセナー・アレンジメント合意の趣旨としては、当該貨物が鉄道や航空、道路など公共交通事業、病院、電気、ガス、上下水道などのインフラ事業、郵便事業、宅配サービス、銀行業務等のために用いることを指しています。なお、警察や消防等の公共サービスは「特定の民生産業用途」に含まれません。</p> <p>また、特定の民生産業用途の携帯用電話機端末等が有する暗号機能であって、本規定により輸出許可が不要となりうるものとは、携帯電話としての基本的通信機能（電話、データ通信）に係る暗号機能の他、GPS、スマートカード、カメラ、Bluetooth、無線LAN等の付加的機能に係る暗号機能も含まれます。</p>
<p>▼Q7:質問 2018/1/22</p> <p><u>貨物等省令第8条第九号イの括弧書きに「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用するができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」とありますが、この限定条件を満たさないことを理由に規制を受けないものは、どのようなものでしょうか。</u></p>	<p>▼Q7:質問 2013/2/8</p> <p><u>貨物等省令第8条第九号ヨの(一)と(二)でそれぞれ規定する装置については、どのように性質が異なるものなのでしょうか。</u></p>

<p>▲A7:回答</p> <p>以下の①と②は、この限定条件を満たさず、規制を受けないと考えられます。</p> <p>①そもそも暗号機能が使用不可能なもの</p> <p>②潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、当該機能が有効化するもの（休眠暗号装置）</p> <p>一方で、以下の③～⑤はこの限定条件を満たします。</p> <p>③そもそも暗号機能が使用可能なもの</p> <p>④暗号機能を有していて、普段は当該機能が無効化されてはいるが、暗号機能有効化の手段以外の方法で使用者が当該機能を有効化できてしまうもの</p> <p>⑤②の休眠暗号装置に対して、暗号機能有効化の手段を用いることにより、暗号機能が有効化されているもの</p> <p>なお運用通達の9の項の解釈「暗号機能有効化の手段を用いないで使用する事ができるもの」では、「暗号機能有効化の手段を用いないで使用者による暗号機能の使用が可能であるものをいう。」と規定されており、使用者が暗号機能を使用可能か否かの視点で判断することになって</p> <p>います。</p>	<p>▲A7:回答</p> <p>貨物等省令第8条第九号ヨは、規制対象から外れる装置に関する規定です。(一)に規定する装置は、そもそも暗号機能が使用不可能なものです。対して、(二)に規定する装置は、潜在的には暗号機能を有しているものの、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化手段を用いることによるのみ、当該機能が有効化するものを想定しています。</p>
<p>▼Q8:質問 2018/1/22</p> <p>貨物等省令第8条第九号ロや第21条第1項第十六号、第十七号で規定されている「ある貨物又はあるプログラム」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>▲A8:回答</p> <p>潜在的には貨物等省令第8条第九号イに該当する暗号機能を有している貨物又はプログラムであって、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化の手段を用いれば当該機能が有効化するようなものを想定しています。</p> <p>なお、「ある貨物」には、電子組立品やモジュール、集積回路及びこれらの部分品等、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p> <p>また「あるプログラム」には、潜在的に該当の暗号機能</p>	<p>▼Q8:質問 2013/2/8</p> <p>貨物等省令第8条第九号の二や第21条第1項第十六号、第十七号で規定されている「ある貨物又はプログラム」とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。</p> <p>▲A8:回答</p> <p>潜在的には貨物等省令第8条第九号若しくは第十号から第十二号までのいずれかに該当する暗号機能を有している貨物又はプログラムであって、普段は当該機能が休眠しており、ライセンスキー等の暗号機能有効化手段を用いれば当該機能が有効化するようなものを想定しています。</p> <p>なお、「ある貨物」には、電子組立品やモジュール、集積回路及びこれらの部分品等、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p> <p>また「あるプログラム」には、潜在的に該当の暗号機能</p>

<p>を持つプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いれば貨物等省令第21条第1項第九号等に該当となるようなアプリケーションプログラムが含まれます。</p> <p>同様に暗号機能を有する装置の機能を実現するためのプログラムなども、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p> <p>(注) 平成29年1月30日付け28貿情セ調第4号『『Q & A 11 コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連』への提案』で、平成29年1月7日施行の法令改正で、貨物等省令第8条第九号の二や第21条第1項第十六号、第十七号で規定されている暗号有効化の対象が貨物等省令8条九号イに限定されました。</p> <p>平成30年1月22日施行予定の法令改正においても、暗号有効化の対象は、変わりません。</p>	<p>を持つプログラムであって、暗号機能有効化手段を用いれば貨物等省令第21条第1項第九号等に該当となるようなアプリケーションプログラムが含まれます。</p> <p>同様に暗号機能を有する装置の機能を実現するためのプログラムなども、潜在的に暗号機能を有するものであれば対象として含まれます。</p>
<p>▼Q9:質問 2018/1/22</p> <p><u>貨物等省令第8条第九号イ(一)から(四)までのいずれにも当たらないことにより非該当となる装置にはどのようなものがありますか。</u></p> <p>▲A9:回答</p> <p>現在、暗号機能が搭載された高機能の製品が多種多様に存在しています。<u>暗号機能を有する装置であって、貨物等省令第8条第九号イの配下の(一)から(四)までのいずれの記述にも当たらないものは、第九号又は第九号イの柱書きに当たるか否かに関わらず、副次的な暗号装置として非該当になります。言い換えるとこの副次的暗号装置は、以下の(1)及び(2)の条件を満足するものです。</u></p> <p>条件(1): <u>以下のいずれにも当たらないもの。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>情報システムのセキュリティ管理機能</u>を主たる機能として有するもの 2. <u>デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理又は運用するための装置</u> 3. <u>電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しく</u> 	<p>▼Q9:質問 2013/2/8</p> <p><u>輸出令別表1の9の項の解釈(貨物等省令第8条第九号から十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品)の「副次的暗号装置」として規制非該当となるものにはどのようなものがありますか。</u></p> <p>▲A9:回答</p> <p>現在、暗号機能が搭載された高機能の製品が多種多様に存在しています。<u>規制から除外される副次的暗号装置は、電子計算機やその部分品以外のものであって、以下の(1)および(2)の条件を満足するものです。</u></p> <p>条件(1): <u>以下の機能を主たる機能としないもの。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報システムのセキュリティ管理 2. 情報の送信、受信又は記録及び保存 3. 有線若しくは無線回線網による電気通信回線の構築、管理又は運用

<p><u>は処理を主たる機能として有するもの</u></p> <p>条件(2) : <u>暗号機能が、装置の主たる機能の支援のためにのみ用いられているもの、又は主たる機能以外の機能を支援するためであって、規制されない暗号貨物若しくは暗号プログラム（公知のプログラムを含む）を組み込んで実現されているもの</u></p> <p>また、<u>貨物等省令第21条第1項第九号に「貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの」のプログラムの規制がありますが、第8条第九号イの配下の（一）から（四）までのいずれの記述にも当たらない貨物（副次的暗号装置）と同等の機能を有するプログラムは、副次的暗号プログラムと呼ばれており非該当になります。OS等の電子計算機を使用するためのプログラムは副次的暗号プログラムにはなり得ませんが、アプリケーションプログラムについては、要件を満たせば、副次的暗号プログラムとして貨物等省令第21条第1項第九号に非該当と判定できます。</u></p> <p><u>別紙1に「副次的暗号装置」又は「副次的暗号プログラム」の適用可能な例を、別紙2に適用不可の例を示します。</u> (別紙1・別紙2 は省略)</p> <p><u>別紙1に記載されている製品例は、条件(1)の要件を満たすと判断できるため、暗号機能が、条件(2)の要件を満たすことが確認できれば、副次的暗号装置又は副次的暗号プログラムとして非該当と判定できます。一方、別紙2に記載されている製品は、条件(1)を満足しないため、副次的暗号装置又は副次的暗号プログラムとはなりません。</u></p> <p><u>なお、例えば、複合機として製品化している場合には、それぞれの機能毎に条件(1)及び条件(2)の適用可否を検討してください。</u></p>	<p>条件(2) : <u>暗号機能が、装置の主たる機能の支援のためにのみ用いられている。</u></p> <p>また、<u>外為令別表9の項の解釈、貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二及び第九号の規定中のプログラムに記載されているように、プログラムについても要件を満たせば、副次的暗号の除外が適用できます。プログラムについては、OS等の電子計算機を使用するためのプログラムには適用できませんが、アプリケーションプログラムについては、同様の要件を満たせば、副次的暗号の除外を適用でき非該当と判定できます。</u></p> <p>別紙1に「副次的暗号装置」の適用可能な例を、別紙2に適用不可の例を示します。 (別紙1・別紙2 は省略)</p> <p><u>別紙1に記載されている製品例は、(1)の要件を満たすと判断できるため、暗号機能が、これらの装置の主たる機能の支援に限定して使用されていることが確認できれば、副次的暗号装置として除外でき非該当と判定できます。一方、別紙2に記載されている製品は、条件(1)を満足しないため、副次的暗号装置とはならず該当となります。</u></p> <p><u>なお、例えば、複合機として製品化している場合には、主たる機能を複数とし、それぞれの機能毎にその適用の可否、及びその暗号機能がその主たる機能の支援のみに用いられているかどうかを検討してください。</u></p>
	<p>▼Q10:質問 2013/2/8</p>

<p>(削除)</p> <p>(注)</p> <p>平成 29 年 1 月 30 日付け 2 8 貿情セ調第 4 号『『Q & A 1 1 コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連』への提案』では、削除又は 2015 年（平成 27 年）10 月 1 日施行の運用通達「暗号機能有効化の手段」に沿った改訂を提案しましたが、運用通達「暗号機能有効化の手段」で「装置又は顧客に一つ一つで対応するもの」の解釈が理解できますため、この Q & A は削除することを提案します。</p>	<p>運用通達の 9 の項の「貨物等省令第 8 条第 9 号ヨ中の暗号機能有効化」の解釈について、「装置又は顧客に一つ一つで対応するもの」とあるが、ある貨物や技術であって、複数の装置や顧客に対応するようなものについては、「装置又は顧客に一つ一つで対応するもの」と解することができるのでしょうか。</p> <p>▲ A 1 0 : 回答</p> <p>ある貨物や技術であって、複数の装置や顧客に対応するようなものについては、「装置又は顧客に一つ一つで対応するもの」とは解されません。他方、ひとつの顧客に複数ユーザーがある場合（企業と契約し、当該企業の複数の社員が当該製品を用いているような場合）や、同一の装置が複数有り、それらについて同一の暗号機能有効化のための貨物や技術を用いている場合については、「装置又は顧客に一つ一つで対応するもの」と解することができます。</p>
<p>▼ Q 1 1 : 質問 2018/1/22</p> <p>弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第 8 条第九号イの括弧書きの「<u>当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの</u>」にあたる<u>休眠暗号</u>として、外為法の許可は不要なものと思なしてよいのでしょうか。</p> <p>▲ A 1 1 : 回答</p> <p>当該部品の暗号機能が、暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものと思なされますので、運用通達中の解釈規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。</p>	<p>▼ Q 1 1 : 質問 2013/2/8</p> <p>弊社では国外企業との共同生産を行っており、暗号機能を有するある部品を暗号機能を休眠させた状態で国外企業へ輸出し、現地で暗号機能を有効化させて組み立てを行っています。この場合、国外企業へ部品を輸出する段階では、当該部品は貨物等省令第 8 条第 9 号ヨ（二）に該当するものとして、外為法の許可は不要なものと思なしてよいのでしょうか。</p> <p>▲ A 1 1 : 回答</p> <p>当該部品の暗号機能が、暗号機能有効化の手段によってのみ使用可能となるものであれば、外為法の許可は不要なものと思なされますので、運用通達中の解釈規定についても御参照いただいた上で該非判定を実施してください。</p>
<p>▼ Q 1 2 : 質問 2018/1/22</p> <p>販売管理を目的として、インストール時にライセンスキーを入力することが必要なソフトウェア製品があります。ライセンスキーは、20桁程度の数字で構成され、製品パッケージの中に記載して製品と一緒に販売しています。こ</p>	<p>▼ Q 1 2 : 質問 2013/2/8</p> <p>販売管理を目的として、インストール時にライセンスキーを入力することが必要なソフトウェア製品があります。ライセンスキーは、20桁程度の数字で構成され、製品パッケージの中に記載して製品と一緒に販売しています。こ</p>

<p>のようなライセンスキーは販売管理用に用いられるものですが、管理対象となるソフトウェアの一部には暗号機能を含んでいます。この場合、当該ライセンスキーは、<u>貨物等省令第8条第九号ロ</u>又は第21条第1項第十六号・第十七号の規定に該当するものとして、外為法の許可が必要となるのでしょうか。</p> <p>▲A12:回答</p> <p>「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化する又は使用可能にするために、製造者により提供される安全な仕組みによって管理されているものに限定されます。ご質問のライセンスキーが、暗号機能の有効化等を目的としたものではなく、純粋に販売管理用のものとして設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられます。したがって、ご質問のライセンスキーは<u>貨物等省令第8条第九号ロ</u>又は第21条第1項第十六号・第十七号には非該当となりますが、暗号機能を実現する当該プログラムについては<u>貨物等省令第8条第九号イ</u>の括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの」に該当する貨物と同等の機能を持つプログラムとなるため、<u>貨物等省令第21条第1項第九号</u>により規制されることとなります。</p>	<p>のようなライセンスキーは販売管理用に用いられるものですが、管理対象となるソフトウェアの一部には暗号機能を含んでいます。この場合、当該ライセンスキーは、<u>貨物等省令第8条第9号の2</u>又は第21条第1項第16号・第17号の規定に該当するものとして、外為法の許可が必要となるのでしょうか。</p> <p>▲A12:回答</p> <p>「暗号機能有効化の手段」となるライセンスキーは、運用通達の解釈に規定される要件を満たすものです。すなわち、暗号機能を有効化する又は使用可能にするために、製造者により提供される安全な仕組みによって管理されているものに限定されます。ご質問のライセンスキーが、暗号機能の有効化等を目的としたものではなく、純粋に販売管理用のものとして設計されたものであることが客観的に明らかな場合は、「暗号機能有効化の手段」とはならないと考えられます。したがって、ご質問のライセンスキーは<u>貨物等省令第8条第9号の2</u>又は第21条第1項第16号・第17号には非該当となりますが、暗号機能を実現する当該プログラムについては<u>貨物等省令第8条第九号ヨ(二)</u>の除外規定は適用できないため、<u>貨物等省令第21条第1項第九号</u>により規制されることとなります。</p>
<p>▼Q13:質問 <u>2018/1/22</u></p> <p>海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当該暗号機能は<u>貨物等省令第8条第九号イ</u>の括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの」にあたらない休眠暗号として、外為法の許可は不要なものと思なして良いのでしょうか。</p> <p>▲A13:回答</p>	<p>▼Q13:質問 <u>2013/2/8</u></p> <p>海外工場で携帯電話の製造を行うに当たり、その部品となる集積回路の機能全体を休眠させた状態で輸出を行い、海外工場で当該集積回路の機能を有効化させます。一連のプロセスはファームウェアを用いて行うものであり、集積回路の機能の一部には暗号機能も含まれます。この時、当該暗号機能は<u>貨物等省令第8条第9号ヨ(二)</u>に該当するものとして、外為法の許可は不要なものと思なして良いのでしょうか。</p> <p>▲A13:回答</p>

<p>当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が<u>貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの」</u>にあたらない休眠暗号であれば、外為法の許可は不要なものと解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的（又は目的のひとつ）として設計されたものであれば、<u>貨物等省令第8条第九号ロ又は第21条第1項第十六号・第十七号</u>に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。</p>	<p>当該ファームウェアにより制御される機能の一つとして暗号機能が含まれている場合において、当該暗号機能が<u>貨物等省令第8条第9号ヨ（二）の規定を満たすもの</u>であれば、外為法の許可は不要なものと解されます。その際、当該ファームウェアは、当該集積回路の複数の機能に対応するようなものであっても、当該ファームウェアが当該暗号機能の有効化を目的（又は目的のひとつ）として設計されたものであれば、<u>貨物等省令第8条第9号の2又は第21条第1項第16号・第17号</u>に該当するものとして外為法上の許可が必要となります。</p>
<p>(削除)</p> <p>(注) 平成29年1月30日付け28質情セ調第4号『Q&A11 コンピュータ、エレクトロニクス、通信関連』への提案」でお伝えしました通り、貨物等省令第8条第9号の2、第21条第1項第十六号及び第十七号のいずれも、2012年（平成24年）8月1日施行の法令改正で、「ある貨物」だったものが、「ある貨物又はあるプログラム」に修正されています。従って、今となっては、質問の意図がわからないQ&Aになっています。本Q&Aは削除することが適切です。</p>	<p>▼Q15:質問 2013/2/8</p> <p>貨物等省令第8条第9号の2、第21条第1項第16号及び第17号では、潜在的に暗号機能を有している（暗号機能が休眠している）ものを「ある貨物」と規定していますが、潜在的に暗号機能を有しているプログラムについては、当該規定の対象に含めないのでしょうか。</p> <p>▲A15:回答</p> <p>潜在的に暗号機能を有している貨物について、当該貨物が当該暗号機能を貨物自体として持っているケースに加え、当該暗号機能を貨物とプログラムの両方によって有しているようなケースについても、当該規定の対象に含めません。他方、プログラムのみで当該暗号機能を有しているような場合は、当該規定の対象には入りません。潜在的に暗号機能を有しているプログラムについては、今後のWA専門家会合にて明確化する予定です。</p>
<p>▼Q17:質問 2018/1/22</p> <p>貨物等省令第21条第1項第九号では「プログラムであって、<u>第8条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号</u>のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの」を許可対象として規定していますが、<u>第8条第九号</u>に規定する除外規定（<u>第九号イ（五）から（十三）まで、又は第九号へ</u>のいずれかに該当するもの）に規定する貨物に係る機能については、同様に第21条第1項第九号においても許</p>	<p>▼Q17:質問 2013/2/8</p> <p>貨物等省令第21条第1項第九号では「プログラムであって、<u>第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの</u>」を許可対象として規定していますが、<u>第8条第9号</u>に規定する除外規定（<u>第9号へからヨまでのいずれかに該当するもの</u>）に規定する貨物に係る機能については、同様に第21条第1項第九号においても許可の対象には含めないものと解しても良いのでしょうか。</p>

<p>可の対象には含めないものと解しても良いでしょうか。</p> <p>▲A17:回答 御理解のとおりで差し支えありません。</p>	<p>▲A17:回答 御理解のとおりで差し支えありません。</p>
<p>▼Q18:質問 2018/1/22</p> <p>暗号規制に該当する汎用MPUを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んで使用者向けの製品を製造します。当該製品には、MPUメーカーから提供されるMPU用の専用OS上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、OSと供に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、使用者が操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだMPUの暗号機能は貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているもの」にあたらぬ「使用できない暗号」として非該当と考えてよいでしょうか。</p> <p>▲A18:回答 「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。 ①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。</p> <p>ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として非該当と判断して考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として非該当にできません。</p> <p>(例)</p>	<p>▼Q18:質問 2013/2/8</p> <p>暗号規制に該当する汎用MPUを外部から購入して自社で設計したボードに組み込みました。当該ボードを組み込んで使用者向けの製品を製造します。当該製品には、MPUメーカーから提供されるMPU用の専用OS上に、当該装置専用のアプリケーションを作成し、OSと供に当該製品に組み込んで販売します。当該製品で、使用者が操作パネルや操作ボタンを操作する等では当該製品に含まれている暗号機能を使用できないように設計している場合、当該製品に組み込んだMPUの暗号機能は「使用できない暗号」として除外できると考えてよいでしょうか。</p> <p>▲A18:回答 「使用できない暗号」として除外するためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されていること。 ②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されていること。</p> <p>ご質問の内容からは、①の条件は満たされていると考えられますが、②の条件が満たされているのか判断できません。下記例示のような条件②を満たす機能を備えているか確認して下さい。確認した結果、②の条件も満たすのであれば「使用できない暗号」として除外できると判断して考えてよいでしょう。②の条件を満たしていないのであれば「使用できない暗号」として除外できません。</p> <p>(例) ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者に</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・製造者が設計した装置やボードの設計情報が製造者により厳格に管理され、汎用MPUを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにはできない。 ・MPUの暗号を使用できないように設計したプログラム（OS、アプリケーション）の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム（OS、アプリケーション）を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム（OS、アプリケーション）を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 	<p>より厳格に管理され、汎用MPUを購入した第三者であっても容易に暗号機能を使用するようにはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MPUの暗号を使用できないように設計したプログラム（OS、アプリケーション）の設計情報が厳格に管理されており、実行形式でのみの提供で、いかなる形でもソースコードが提供されないため、第三者は暗号機能を使用するプログラムを作成することができない。 ・当該製品において、第三者がプログラム（OS、アプリケーション）を書き換える機能を提供しておらず、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。 ・当該製品において、当該製品のプログラム（OS、アプリケーション）を書き換えるために必要な情報が厳格に管理されていて、第三者が当該製品のプログラムを書き換えることができない。
<p>▼Q19:質問 2018/1/22</p> <p>貨物等省令第21条第1項に該当する暗号プログラムを含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分はずすこと無く、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアのユーザーからも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみユーザーに提供されます。</p> <p>この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用するもの又は暗号機能が有効化されているもの」にあたらない「使用できない暗号」であり、弊社製ソフトウェアは第21条第1項第九号に非該当と考えてよいでしょうか？</p>	<p>▼Q19:質問 2013/2/8</p> <p>貨物等省令第21条1項に該当する暗号プログラムを含んだ、ソフトウェアソースコードパッケージを購入しました。このソフトウェアソースコードパッケージを組み込んで弊社製ソフトウェアを構築しました。ソースコードパッケージの提供メーカーからは、パッケージトータルでの組み込みリンク機能・動作保証がされており、この暗号アルゴリズム部分はずすこと無く、組み込みを行っています。暗号機能は、弊社ソフトウェア製品として使用しておらず、弊社ソフトウェアのユーザーからも一切、アクセスできないように設計しており、設計情報は弊社内で厳格に管理されています。弊社製ソフトウェアはオブジェクトモジュールでのみユーザーに提供されます。</p> <p>この場合、上記の弊社製ソフトウェアに内含される暗号機能は、「使用できない暗号」として除外できると考えてよいでしょうか？</p> <p>▲A19:回答</p> <p>「使用できない暗号」として除外するためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。</p> <p>①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設</p>

<p>▲A19:回答</p> <p>「使用できない暗号」として非該当とするためには、下記の2条件を両方満たしている必要があります。</p> <p>①製品を使用する者が暗号機能を使用できないように設計されている。</p> <p>②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。</p> <p>当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると<u>考え</u>られます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、利用者にはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。</p> <p>したがって、当該暗号機能は、<u>貨物等省令第8条第九号イの括弧書きの「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用する事ができるもの」にあらず、「使用できない暗号」として解釈でき、当該ソフトウェアは貨物等省令第21条第1項第九号に非該当と考えてよいでしょう。</u></p>	<p>計されている。</p> <p>②製品を使用する者以外の第三者も含む広く一般の利用者が暗号機能を使用できるように容易に改ざんできない様に管理されている。</p> <p>当該ソフトウェアは、使用者が暗号機能を使用できない構成として設計されているのであれば条件①を満たしていると<u>かんがえ</u>られます。また、独自に開発したソフトウェアの設計情報が製造者により厳格に管理されており、利用者にはオブジェクト形式でのみ提供され、いかなる形でもソースコードが提供されないのであれば、条件②を満たしていると考えられます。</p> <p>したがって、当該ソフトウェアは、<u>貨物等省令第8条九号ヨ（一）の除外規定にあたり、「使用できない暗号」として解釈でき貨物等省令第21条1項に非該当と考えてよいでしょう。</u></p>
<p>▼Q21:質問 2018/1/22</p> <p><市販前製品/部分品の市販暗号除外適用></p> <p>既に主たる機能が同等の暗号化製品が市販された製品で別紙1に示す標準規格等が公開された民生用途の製品に対して、市販を開始する前に国際機関での認証や、海外での接続テストなどの評価を行うため、又はセールスサンプルとして輸出します。これらの製品は暗号機能を有していますが、<u>貨物等省令第8条第九号へ（一）1</u>の要件を満たすと判断し、更に<u>同号へ（一）2及び3</u>の要件も満たせば市販暗号除外を適用し非該当として輸出することは可能ですか？</p> <p>▲A21:回答</p> <p>別紙1に示す一般に市販を行うことを目的とした製品であって、別紙2に示す暗号機能が確定し製品の開発が完了しているものであれば、市販前のプロトタイプやセール</p>	<p>▼Q21:質問 2015/4/1</p> <p><市販前製品/部分品の市販暗号除外適用></p> <p>既に主たる機能が同等の暗号化製品が市販された製品で別紙1に示す標準規格等が公開された民生用途の製品に対して、市販を開始する前に国際機関での認証や、海外での接続テストなどの評価を行うため、又はセールスサンプルとして輸出します。これらの製品は暗号機能を有していますが、<u>貨物等省令第8条第九号タ（一）1</u>の要件を満たすと判断し、更に<u>同号タ（一）2及び3</u>の要件も満たせば市販暗号除外を適用し非該当として輸出することは可能ですか？</p> <p>▲A21:回答</p> <p>別紙1に示す一般に市販を行うことを目的とした製品であって、別紙2に示す暗号機能が確定し製品の開発が完了しているものであれば、市販前のプロトタイプやセール</p>

<p>スサンプルであっても下記の①から⑤の条件を全て満たす場合には<u>貨物等省令第8条第九号へ(一)1</u>の要件を満たすとの判断が可能です。</p> <p><市販前のプロトタイプ、セールスサンプルでも市販暗号除外が適用できる条件></p> <p>① 一般に市販されている別紙1に示す製品と同種の製品であること。</p> <p>② 暗号機能が既に市販されている製品に使われているもの又は公開された暗号標準に基づいたものであること。</p> <p>③ 別紙2に示すように開発・設計が完了し(最終評価を残しているものを含む。)、暗号機能が確定していること。</p> <p>④ <u>貨物等省令第8条第九号へ(一)</u>の要件が書面により確認できること。(販売要件については、販売計画書、製品発表資料、販売会社との販売契約書等、販売予定が書面により確認できればよい。)</p> <p>⑤ 使用者が特定されていること。</p> <p>上記の5つの条件を全て満たす場合で、更に<u>同号へ(一)2及び3</u>の要件も満たすことが書面によって確認されるものであれば、<u>同号へ(一)</u>の市販暗号除外を適用し、輸出令別表第一の9の項(7)に非該当と判定することが可能です。</p> <p>また、輸出令別表第一の9の項(7)に非該当と判定された品目は、輸出令別表第一の16の項の貨物としてキャッチオール規制の確認を行い、その結果も含め、判定記録を残すようにしてください。</p> <p>尚、プログラムについても同様の考え方により、役務通達の外為令別表中の解釈を要する語の9の項「<u>貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあって</u></p>	<p>スサンプルであっても下記の①から⑤の条件を全て満たす場合には<u>貨物等省令第8条第九号タ(一)1</u>の要件を満たすとの判断が可能です。</p> <p><市販前のプロトタイプ、セールスサンプルでも市販暗号除外が適用できる条件></p> <p>① 一般に市販されている別紙1に示す製品と同種の製品であること。</p> <p>② 暗号機能が既に市販されている製品に使われているもの又は公開された暗号標準に基づいたものであること。</p> <p>③ 別紙2に示すように開発・設計が完了し(最終評価を残しているものを含む。)、暗号機能が確定していること。</p> <p>④ <u>貨物等省令第8条第九号タ(一)</u>の要件が書面により確認できること。(販売要件については、販売計画書、製品発表資料、販売会社との販売契約書等、販売予定が書面により確認できればよい。)</p> <p>⑤ 使用者が特定されていること。</p> <p>上記の5つの条件を全て満たす場合で、更に<u>同号タ(一)2及び3</u>の要件も満たすことが書面によって確認されるものであれば、<u>同号タ(一)</u>の市販暗号除外を適用し、輸出令別表第一の9の項(7)に非該当と判定することが可能です。</p> <p>また、輸出令別表第一の9の項(7)に非該当と判定された品目は、輸出令別表第一の16の項の貨物としてキャッチオール規制の確認を行い、その結果も含め、判定記録を残すようにしてください。</p> <p>尚、プログラムについても同様の考え方により、役務通達の外為令別表中の解釈を要する語の9の項「<u>貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号、第十号、第十五号又は第十七号の規定中のプログラム</u>」の除外の適用</p>
---	---

<p>は第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)に限り、第九号にあつては第8条第九号に係るものに限る。)の除外の適用が可能です。</p>	<p>が可能です。</p>
---	---------------

3. 結び（改訂版Q&Aを早期にホームページに掲載頂く効果）

これらのQ&Aを早期に経済産業省のホームページに掲載頂くことにより、以下の効果が期待できます。

- ・ 法令改正初期の混乱を最小化することができる。
- ・ 経済産業省ホームページのQ&Aの情報により、法令改正に対する理解を広く共通化できる。
- ・ 組織内の教育や、CISTEC ガイダンス等に反映することができ、効率的に法令改正内容を伝えることができる。

また、これら産業界側のメリットだけでなく、経済産業省への法令改正に関する問合せ等も多く削減されるものと思慮致します。

早期に対応頂くことにより、官民双方にとって、より効率的に法令改正への対応が可能になると考えており、是非とも前向きに検討頂きたく、何卒、お願い申し上げます。

以上